

## 移住者定着支援業務委託 仕様書 (案)

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、白河市（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 業務名称

移住者定着支援業務委託

### 3 目的

白河市への移住・転入を予定・検討している方や移住・転入した方（以下「移住者等」という。）を対象に、地域資源を活用して地域のことを楽しく学びながら仲間づくりができるワークショップ等を開催することで、白河市で暮らすことの魅力や愛着を深め、ひいては、移住や定住への意欲を一層高めてもらうことを目的とする。

### 4 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日まで

### 5 業務の内容

本事業の実施に当たっては3に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と調整の上（1）から（6）までの各項目を実施する。

#### （1）ワークショップの開催

ア 白河市の地域資源を活用するとともに、移住者等（参加者）が相互間や地域で活動する団体等と交流できる内容とすること。

なお、ワークショップは4回程度開催し、1回ごとに完結すること。

イ 移住者等（参加者）は各回15名程度とすること。ただし、内容や会場の状況等に応じて変更することも可能。

なお、初めて参加する方や移住されて間もない方（概ね2～3年程度）を優先するとともに、参加者が固定化しないよう努力すること。

ウ 多くの方が参加できるよう開催日程は、平日と休日をバランス良く設定すること。

エ ワークショップの様子を動画で撮影し、当日の様子をSNS等で配信すること。

#### （2）地域コミュニティの見える化・橋渡し

ア 移住者等が地域づくり団体や共通の趣味等で地域の人と交流できる場を設けることで、地域への愛着や安心感を高めてもらい、定着につながるよう「地域コミュニティの見える化」を行うこと。

イ 移住者等と地域コミュニティの橋渡しを行うこと。

ウ 見える化の対象とした地域コミュニティを取りまとめて、甲に提出すること。

(3) 広報及び参加者の募集

ア 事業の実施に当たり、甲と協力しながらチラシ等を作成し、SNS等を活用して効果的に広報し、参加者の募集を行うこと。

イ 参加を希望する者の問合せ窓口を設置すること。

(4) アンケートの実施

参加者に対して、参加したきっかけや感想等についてアンケートを実施し、実績報告へ記載すること。なお、アンケート内容については甲と協議の上決定するものとする。

(5) 費用の支払い

委託事業の実施に必要な一切の経費の支払いを行うこと。

(6) その他

上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は提案すること。また、委託料には委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

6 業務の報告等

乙は、本業務完了後、速やかに下記の成果品を甲へ提出すること。

(1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、イベント当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・ワークショップの実施内容
- ・ワークショップの開催による成果、課題
- ・見える化した橋渡し件数等の成果、課題

(2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。なお、これらの著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

7 関係法令の遵守

(1) 乙は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。

(2) 乙は、業務責任のほか、関係諸法令等に定める各種の責任者を定め、委託業務の実施中その者を所定の業務に従事させなければならない。

8 その他留意事項

(1) 業務の円滑な進行を図るため、常時、本市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、甲が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。

(2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は甲に帰属すること。また、成果品の校正素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し利用することができるものとする。

(3) 肖像権については、乙の責任において、権利者等へ了解を得た上で成果品を納入すること。

- (4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・肖像等の権利については、乙において使用許可を得ること。
- (5) (4)における著作権・肖像権等の侵害は、乙の責任において対応するものとし、甲は責任を負わない。
- (6) 乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (7) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、白河市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年白河市条例第3号）を遵守すること。
- (8) 乙は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。